

# 菊陽町農業委員会議事録

令和6年2月9日（金）開催

菊陽町農業委員会

# 令和5年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年2月9日（金）午後1時30分から午後2時50分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

## 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

### 第2 議事

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                             |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                          |
| (3) 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則<br>第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (4) 議案第4号 | 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について                       |
| (5) 報告第1号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について                         |

## 2 農業委員

### (1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

## 3 農地利用最適化推進委員

### (1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

## 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

農政課職員 高山 勇

令和5年度第11回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番 鈴木委員、4番 相馬委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

## ■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字北上原4772番1

地目：畠

面積：348m<sup>2</sup>

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年2月2日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は大津町に居住する兼業農業者であり、現在も大津町にある土地で農業を営んでおられ、今回取得した菊陽町の農地では親族である菊陽町の認定農業者から支援を受けられることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれ、多種の野菜を作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員 議案第1号番号1について、8番推進委員が説明します。

申請者は■■■在住ですが、本町に住んでおられる親族から農業用機械の融通を含め十分な支援を受けられる予定です。

また、申請者は退職前も農業関連の仕事に従事されており、農業知識も豊富なことから、本申請農地についても今後は適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員 なぜ狭小な農地を取得されるのでしょうか。

■事務局 現在は50aの面積要件がないので、取得に問題はありません。

現地はずいぶん前から竹林となっていますが、すでに伐採を始められ、今後は野菜を作付けされるとのこと、適切に農地として利用されることと思います。

◎議長 他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書は同じく2ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字田地392番及び453番

地目：田

面積：計2, 143m<sup>2</sup>

申請理由については、贈与による所有権移転であります。  
この議案につきましても、令和6年2月2日に現地調査を実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、  
お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は■■■に居住する農業者であり、現在も所有農地で農業を営んでおられ、コンバインをはじめ十分な機械を所有されていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれ、米・麦を作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員 議案第1号番号2について、4番推進委員が説明します。  
申請者は■■■在住ですが、米・麦の管理・収穫に関する機械を備えておられ、これまで自己所有農地での営農をされています。  
本申請農地についても今後は適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。  
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：花立2丁目4174番1 外2筆  
地 目：畠  
転用面積：計639m<sup>2</sup>  
転用目的は、駐車場です。  
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を2月2日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。  
農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は10ha以上の拡がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の拡がりがない農地で第2種農地であり、代替地では同計画を進めることができない場合に許可可能で、今回は周辺の雑種地や山林を検討されましたが、取得の目途が立たなかったため、不許可の例外であると判断しています。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

- ◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。
- ◆6番委員 議案第2号の番号1について6番委員が説明します。  
申請者は熊本市に本拠地を置く法人で、不動産事業を中心に経営されています。周辺で管理・運営されている同法人所有のグランドについて駐車場が不足していることから、駐車場の整備を計画されています。周辺には農地が残りますが、建物整備もなく、排水は敷地内で完結する計画ですので、よろしくご審議方お願いします。
- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？
- ◆4番委員 (現地調査の航空写真参照)なぜ半分だけ駐車場にされるのでしょうか。
- 事務局 写真では隣接農地とつながっているように見えますが、畔があります。  
今回申請地は赤枠で、3筆で1枚となっております。それを転用される計画です。今回の転用について、隣接への説明が済んでいることを聞いております。
- ◎議長 他にありませんか？ないようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)全員賛成です。  
よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。
- 転用者は議案書のとおりです。  
申請地：久保田字下原2725です。  
地目：畠  
転用面積：4,492m<sup>2</sup>  
転用目的は、建築条件付き売買予定地です。
- この議案につきましても、現地調査を2月2日(金)に実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～

P 17 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は菊陽町役場から 500m 以内にある農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで許可可能と判断しました。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4番推進委員 議案第2号の番号2について、4番推進委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地がある法人で不動産事業を中心に経営されています。申請地を転用し17区画の宅地整備を計画されています。

本申請地東側には地元農業者が使用する里道がありますが、本転用により使用が困難になる恐れがありますので、町建設課及び都市計画課にも事務局を通じて里道の使用が可能とするような指導が可能かどうかを検討してもらうよう依頼しています。よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9番委員 土地利用計画図と議案の面積が違うのはなぜでしょうか。

■事務局 赤線の事業区域のなかに一部里道が含まれているためです。

■事務局 坂本委員から、現状の説明をお願いします。

◆ 4番推進委員 先日、この里道を利用して近隣の農家と話して、拡幅してもらうのに越したことはないけれど、もういいだろうという結果になった。

地権者も、申請地東側を削って町にやってもいいと言われていたが、話し合いの際に喧嘩状態となってしまったこともあり・・・。

◆1番推進委員　迂回できるとのことです、申請地周辺がまた同じように開発されたら、迂回すらできなくなる可能性があるのではないかでしょうか。

今後この周辺で農業をしていく方々のことを考えたら、今、もし拡幅してもらえるというのならば、拡幅してもらっていた方がいいのではないか。

■事務局　現時点では「営農条件に支障が生じる恐れがある」として、それが拭いきれない状態では、審議する段階にはないと考えます。改めて周辺農家を含めて協議していただき、今回は書類の補正、つまり協議結果の書面提出を求めたいと考えています。

◎議長　このことについて、意見はございますか。

(意見なし)

◎議長　今日は採決を取らず、保留とします。事務局から申請代理人へ、地元と協議するようお伝え願います。

■事務局　分かりました。

◎議長　次に議案第2号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　議案書3ページの議案第2号　番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字上屋敷1209番です。

地目：畠

転用面積：計335m<sup>2</sup>

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を2月2日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP18～P21をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありま

せんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで許可可能と判断しました。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第2号の番号3について、1番委員が説明します。

申請者は譲渡人の親族で■■■にお住まいです。現在居住しているアパートが手狭になってきており、実家の至近で居住環境も最適なことから個人住宅の整備を計画されています。周辺に農地もなく、特段影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めて

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和6年1月31日付けて、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP20をご覧ください。

利用権設定が29件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和6年1月31日付けて、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。  
議案書のP21～P24をご覧ください。  
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は7件です。  
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP25、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。  
続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時50分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年2月9日

会長

議事録署名人

議事録署名人